県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第36号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年岩手県規則第83号)の一部を次のように改 正する。

> 改正前 改正後

附則

#### 1~6 「略]

7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行わ れた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が 生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合に あっては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、 次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に 達するまでの間、その支給を停止するものとする。

#### (1) 「略]

- (2) 前号の支払期日から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるとき は、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた 数で除して得た額
- 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月 に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定 する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該 障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止 される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項にお いて「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた 額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては 、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る 合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項 に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて 得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障 害補償年金の額から差し引いた額とする。

# 9~13 「略]

れた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が

附則

#### 1 ~ 6 「略]

7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行わ れた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が 生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合に あっては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、 次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に 達するまでの間、その支給を停止するものとする。

### (1) 「略]

- (2) 前号の支払期日から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因 である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定 した日(以下「災害発生の日」という。) における法定利 率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の 端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た 数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月 に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定 する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該 障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止 される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項にお いて「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた 額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては 、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る 合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当 該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支 給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする

# 9~13 「略]

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行わ 14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行わ れた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が

生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合に あっては、当該申出が行われた日)の属する月(条例附則第 4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることが できることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける 権利を有することとなったもの(以下「特例遺族補償年金受 給権者」という。)が附則第9項本文の規定による申出を行 った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員 の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に 掲げる年齢(以下「支給停止解除年齢」という。)に達する 月) の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金 受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合に あっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を 除く。) が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの 間、その支給を停止するものとする。

### (1) 「略]

- (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期 月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるとき は、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた 数で除して得た額
- に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定 する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該 遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止 される期間に係る同項の規定による合計額(以下「全額停止 期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期 月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償 年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引 いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過 年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それ ぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額 から差し引いた額とする。

16~18 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定 による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前 の例による。

生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合に あっては、当該申出が行われた日)の属する月(条例附則第 4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることが できることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける 権利を有することとなったもの(以下「特例遺族補償年金受 給権者」という。)が附則第9項本文の規定による申出を行 った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員 の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に 掲げる年齢(以下「支給停止解除年齢」という。)に達する 月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金 受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合に あっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を 除く。) が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの 間、その支給を停止するものとする。

# (1) 「略]

- (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給 されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法 定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未 満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて 得た数に1を加えた数で除して得た額
- 15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月 15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月 に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定 する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該 遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止 される期間に係る同項の規定による合計額(以下「全額停止 期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期 月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償 年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引 いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の 同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗 じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当 該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16~18 「略]